

県所有の使用推奨期限切れの個人防護具の配布の実施について
【希望箱数の照会】

本課が所有する使用推奨期限切れの個人防護具の配布を実施することにしました。

下記を御確認いただき、埼玉県電子申請システムからお申込みください（希望しない場合の御連絡は不要です）。

なお、**お申し込み後の修正・取消はできません**ので、下記「5 配送開始予定時期」「6 留意事項」を十分御確認ください。

記

1 対象施設

埼玉県内に住所がある（1）～（7）の施設等

- （1） 医療機関（病院、診療所、助産所）
- （2） 歯科診療所
- （3） 薬局
- （4） 訪問看護事業所
- （5） 保健所
- （6） 保健師学校、看護学校、准看護学校
- （7） 自治体

2 配布物資の内容

N95 マスク及びDS2 マスク

※配布物資は、既に使用推奨期限が切れています。

3 申請期限

令和7年11月7日（金）必切厳守

4 申請方法

以下の埼玉県電子申請システムの専用フォームからお申込みください。

1施設1回の申し込みでお願いいたします。

※利用者登録は不要です。

※**申請後の修正・取消はできません**ので、ご注意ください。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/profile/userLogin_initDisplay?nextURL=CqTLFd04vobPvF1a8o2fN97dRrdLP0zYtUINsUzZVMsWSDRUI3Fhfuh%2BSF3HRkf7BSQ112160bxW%0D%0A3qZqiiqNu70WYnZczqHyZEXgefCvmIf9Y8HARTwJYKD2KpYxtFX2uDjKzhzb56s%3D%0D%0A

【QR コード】



※電子システムの専用フォームへは以下の手順からでもアクセスできます。

- ①検索エンジンにて「埼玉県電子申請」で検索、トップの「電子申請・届出サービス - 埼玉県」にアクセス
- ②「埼玉県電子申請・届出サービス（入口）」を選択

電子申請サービス入口

下の画像をクリックし、リンク先ページで、サービスを選択してください。こちらのページで、埼玉県、埼玉県警、県内市町村(一部市町村を除きます。)の電子申請・届出サービスを選択いただけます。



(↑この画像をクリック又はタップ)

- ③「埼玉県への申請・届出」を選択
- ④オンライン申請手続きを選択
- ⑤検索キーワード欄に「個人防護具」と入力し「キーワード選択」を選択

※利用者登録せずに申込ができます。

5 配送開始予定時期

令和7年11月下旬を目途に順次配布を開始します。

※配送日時の指定不可

6 留意事項

- (1) 出荷される物資は、既に使用推奨期限が切れています。
- (2) 配布物資については県から配送いたします。なお、配送費用含め、無償での配布となります。
- (3) 希望数量が上限に達する場合は、医療措置協定締結医療機関*を優先し、その他の施設につきましては、抽選等で選出されます。そのため、申請をしても数量調整

がされる場合や配布されない場合があります。

- (4) 対象となる施設は、埼玉県内に住所のある施設に限ります。埼玉県外の住所には配送できません。
- (5) キャンセル・返品・数量変更等に対応できません。受入れスペースの確保にご注意ください。
- (6) 申請は施設単位で行ってください。
- (7) 申請は箱単位でお願いします。(N95：120枚／箱 DS2：200枚／箱)
 - * 医療措置協定締結医療機関…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3に基づく医療措置協定を締結した医療機関

7 本申込に関するお問合せ先

担 当：埼玉県保健医療部感染症対策課 企画担当 宮下
電 話：048-830-7503
メー ル：a7500-13@pref.saitama.lg.jp